

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みでしょうか？

窓口での申請期限は2月26日(金)までです

該当の人は、2月26日(金)までに申請をお願いします(郵送の場合は2月28日(日)当日消印有効)。期限を過ぎますと受付できませんので、ご注意ください。

対象＝平成14年4月2日以降に生まれた児童(一定以上の障害ある場合は20歳までの児童)を養育しているひとり親世帯の人で、①公的年金等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない人、または②新型コロナウィルス感染症の影響を受け家計が急変し、直近の収入が減少した人(一定の収入制限があります)

※児童扶養手当を受給されている人(令和2年6月分受給者)につきましては、8月20日に振込済です。(基本給付)

※令和元年度児童扶養手当現況届未提出等により、令和2年6月分の手当を差止められている人につきましても、2月26日(金)までに現況届等の提出がない場合は、給付金を受け取れなくなりますので、ご注意ください。

◆ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)の再支給について

令和2年12月11日付で本給付金の基本給付について再支給が決定しました。

対象者には12月18日に「給付のお知らせ」を送付し、12月25日に振込済です。

これから1回目の基本給付の申請を行う人は、再支給分をあわせて申請することができます。

申請期限＝2月26日(金)

問合せ＝こども福祉課 こども係(内線522)

就学通知書は届いていますか

4月から新一年生(小・中学校)になる児童・生徒の保護者のみなさまへ「就学通知書」を送付しました。

下記に該当する人は学校教育課までご連絡ください。

- ・通知書がまだ届いていない人
- ・転入後まだ通知書を受け取っていない人
- ・通知書記載の注意事項に該当する人

※大規模災害等の影響により当市へ避難されている人で、ご家庭に新一年生になる子どもがおられる場合は、4月からの就学校についてご相談ください。

問合せ＝学校教育課(内線724)

コロナ禍でお困りの世帯に食品を配布します(要申込・先着順)

フードドライブ(「食」の助けあい活動)で集まった食品を、コロナ禍において収入が減少した、生活にお困りのご家庭に配布します。

申込期間＝2月9日(火)～15日(月)

※窓口及び電話での申し込みは8時30分～17時15分(土・日曜と祝日は休み)

対象＝市内在住で、コロナ禍で生活にお困りの家庭

申込方法＝直接窓口へ申し込むか、電話・FAX・メールでお申し込みください

申し込みの際には、名前、住所、連絡先(日中連絡がとれる電話番号)、受取希望日をお知らせください

※FAX、メールでの申し込みは受付完了の返信をしますので、必ず確認してください。

受取期間＝2月26日(金)①9時～11時 ②15時～17時 ③17時～19時、2月27日(土)④9時～11時

※①～④のいずれかを選択してください。

申込・問合せ＝社会福祉協議会 福祉課(植槻町3-8)(☎53-6531・☎55-0986・✉(申込専用)tsunagu@ykshakyo.or.jp)

※詳細は社会福祉協議会ホームページ(<http://ykshakyo.or.jp/>)をご覧ください。

児童手当の支払い(令和2年10月分～令和3年1月分)

児童手当の令和2年10月分～令和3年1月分は、2月15日(月)に受給者の預金口座に振り込みます。16日(火)以降に入金を確認してください。

※次のときは、速やかに届をしてください。

- ①児童の数が増減したとき。
- ②振り込み口座の変更や解約したとき。
- ③名前や住所を変更したとき。
- ④受給者が公務員になったとき。

問合せ＝こども福祉課 こども係(内線522)

不動産無料相談会(予約可)

土地有効活用、建築、借地借家、税務、贈与と相続、売買・賃貸など不動産に関する諸問題を専門家がアドバイス。

日時＝2月13日(土)10時～16時

場所＝DMG MORI やまと郡山城ホール

申込・問合せ＝NPO法人奈良県不動産コンサルティング協会(☎86-4285) (人権施策推進課)